

令和4年

第3回八頭町議会定例会

提 案 理 由 書

令和4年3月3日

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、任期は3年間となっております。今回、令和4年6月30日をもって任期満了となる方1名と、現在欠員となっております1名について、人権擁護委員候補者として推薦しようとするものです。

議案第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その1）

議案第5号は、林 仁美（はやし ひとみ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

林さんは、令和元年7月から、人権擁護委員として活動いただいております。現在1期目でございます。

同氏は、長年にわたり本町に勤務され、平成22年度から退職に至るまでは男女共同参画センターの所長を務められました。これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域の人権活動に取り組んでいただけの方であり、人望も厚く適任者と考えますので、引き続き人権擁護委員に推薦しようとするものです。

議案第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（その2）

議案第6号は、山田寿子（やまだ としこ）さんの推薦につき議会の意見を求めるものであります。

山田さんは、長年にわたり本町に勤務され、保育現場で子ども達の人権意識向上に努めてこられました。また、八頭町合併から14年間、安部地区人権教育推進委員会の事務にも携わられ、地域の人権教育事業に貢献されました。

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域の人権活動に取り組んでいただけの方であり、人望も厚く適任者と考えますので、人権擁護委員に推薦しようとするものです。

議案第7号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員として、ご活躍をいただいております加藤美保（かとう みほ）さんが、令和4年5月2日をもって任期満了となります。平成22年5月3日から3期、12年間に渡り、教育行政の推進にご尽力をいただきました。ありがとうございました。

後任の教育委員会委員として、上島逸子（うえじま いつこ）さんを任命させていただきたいと考えております。

上島さんは、平成25年4月から平成28年3月末まで旧安部小学校校長を、その後、平成30年4月からは鳥取短期大学幼児教育学科准教授としてご活躍中で、人柄は快活かつ温厚、地域の方々の信頼も厚い方です。任期は令和4年5月3日から令和8年5月2日までの4年です。

議案第8号から議案13号までの6議案につきましては、八頭町財産区管理委員（大江財産区）の選任について同意を求めるものであります。

八頭町財産区管理条例により、財産区管理会の設置、組織及び運営等に関しまして、必要な事項を定めておりますが、大江財産区の財産区管理委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となります。

大江財産区管理会からの推薦により、委員の選任をしようとするものであります。委員の任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間であります。

議案第8号八頭町財産区管理委員の選任について（その1）は、山本隆（やまもと たかし）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第9号八頭町財産区管理委員の選任について（その2）は、前田康博（まえた やすひろ）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第10号八頭町財産区管理委員の選任について（その3）は、田中政彦（たなか まさひこ）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第11号八頭町財産区管理委員の選任について（その4）は、田中滋樹（たなか しげき）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第12号八頭町財産区管理委員の選任について（その5）は、大西浩司（おおにし こうじ）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第13号八頭町財産区管理委員の選任について（その6）は、前田喜夫（まえた よしお）氏を大江財産区管理委員に選任するものであります。

議案第14号

町道の路線認定について

整理番号K0322号の久能寺小縄手1号線は、認定延長65.3メ

一トルで、幅員は6.0メートルから13.0メートルです。次に、整理番号K0323号の久能寺小縄手2号線は、認定延長65.0メートルで、幅員は6.0から13.0メートルであります。

この路線は、民間の大規模宅地造成内の道路として重要な路線であり、町道として認定することがふさわしい路線と判断しております。

議案第15号

八頭町辺地に係る総合整備計画の変更について

八頭町には、8つの辺地地区（落岩・姫路・明辺、麻生・山志谷、福地、野町、大江、下野、見槻・志子部、西谷）があります。

現在、各地区の要望等を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる総合整備計画を策定し、各地区の活性化や福祉の向上に努めてきているところですが、この度、新たに林道の橋梁改良及び消防ポンプの整備が必要となりましたので、これらの事業を追加し、計画を変更しようとするものであります。

議案第16号

因美線東郡家・郡家間宮谷踏切付近下水道管（雨水）布設工事に関する協定の一部を変更する協定締結について

因美線東郡家・郡家間宮谷踏切付近下水道管（雨水）布設工事に関する協定につきましては、令和3年11月12日の協定議決を得て、現在、西日本旅客鉄道株式会社により工事の発注へ向けた準備が実施されております。この度、協定内容の一部変更を行い、令和4年2月21日に変更仮協定を締結いたしました。変更金額は、221万4千円の減額で、協定金額は、3億5,470万9千円となります。

変更の主な要因は、積算委託費の請負差額分など、令和3年度事業費の確定に伴う減額であります。

議案第17号

債権の放棄について（住宅新築資金貸付金）

住宅新築資金貸付金の回収にあたり、亡 債務者A氏の自己破産が確定し、また連帯保証人が死亡するなど、回収が困難となった債権の放棄をしようとするものであります。

議案第18号

財産の貸付について（旧安部保育所）

本議案は、旧安部保育所を八頭郡八頭町新興寺97番地、特定非営利活動法人回想療法センター鳥取 理事長 小林幸男（こばやし ゆきお）氏に無償で貸し付けしようとするものであります。

貸付財産は、土地及び建物で、土地面積は1,800.78平方メートル、建物の延べ床面積は372.88平方メートルであります。

施設の活用方法については、建物は、障がい者の福祉サービス事業として、部品組立等の軽作業やエリングの作業室などに、園庭は、薪づくりの作業場所などへの活用であります。

貸付の条件等といたしましては、障がい者の福祉サービス事業以外の目的に使用してはならないこと、反社会的勢力の利用は不可で、地元集落、周辺住民の生活に配慮すること等を条件としております。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間といたしております。

無償での貸し付けとする理由といたしまして、平成30年に策定した「八頭町地域福祉推進計画」において、障がい者の就労機会の確保として「町内の企業や各種事業所の協力のもと、就労に困難を抱える人々が自分に合った働き方ができる中間的就労の場や、新たな就労の場づくりを推進すること」を行政の役割として位置づけており、また、令和3年に策定した「八頭町障害者計画」では、就労の底上げとして「就労継続支援の利用促進」を掲げており、町が推進しようとする障がい者の雇用創出の施策における重要度が非常に高いものであるということからであります。

議案第19号

財産の貸付について（旧隼小学校）

旧隼小学校については、第1期総合戦略の重点取組事項である八頭イノベーション・バレーの創設を具体化する拠点（隼Lab.）とするため、旧校舎を改修し、1階を地域の皆様方も利用していただくコミュニティゾーン、2階及び3階をビジネスゾーンとする整備を行いました。

同施設については、平成29年10月より、八頭郡八頭町見槻中154番地2、株式会社シーセブンハヤブサ 代表取締役社長 古田琢也（ふるたたくや）氏に無償で貸し付け、民間活力を最大限に活用し、柔軟な運営を行っていただいております、今後も安定的な運営が行えるよう、引き続き無償で貸し付けをしようとするものです。

貸付財産は、旧隼小学校の土地及び建物（旧校舎及び旧体育館）で、土地面積は10,777平方メートル、建物の延べ床面積は旧校舎2,072平方メートル、旧体育館1,046平方メートル及びコンテナオフィス91.01平方メートルです。

貸付に際しては、八頭町のイノベーションの拠点（隼L a b .）として使用し、他の目的に使用してはならないこと、各階の利用方法や地域及び町との連携等これまでの隼L a b . の計画に沿った運用を行うこと、施設貸出企業は、反社会的勢力は不可とし、オフィススペース利用の契約に当たっては、町と事前協議すること、体育館及びグラウンドは、避難所としての利用を優先し、運動会等地域利用に配慮すること等を条件とします。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

議案第20号

財産の貸付について（米粉製粉機ほか）

平成24年に導入し貸付しております米粉製粉機等を八頭郡八頭町大坪73番地2、有限会社こおげ農業開発センター 代表取締役 井上 康（いのうえ やすし）氏を指名し、引き続き無償で貸付をしようとするものです。

貸付機械の種類及び数量は、米粉製粉機、振動ふるい機、シーラー、計量器、エアコン、各1台で、設置場所につきましては鳥取いなば農業協同組合郡家支店ライスセンター内です。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

議案第21号

八頭町監査委員条例の一部改正について

八頭町監査委員条例では、地方自治法に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めておりますが、この度、監査期間等を実態にあわせるため、所要の改正を行うものです。

議案第22号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院は、昨年8月10日、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の期末手当を0.15月分引下げ、年間4.30月とし、再任用職員の期末手当を0.10月分引下げ、年間2.25月とする勧告を国会及び内閣に行いました。

去る2月1日、給与法の改正が閣議決定されましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の改正を行おうとするものです。

なお、昨年の12月期の引き下げ分について、令和4年6月期で調整を行うものです。

議案第23号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第22号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を0.10月分引下げ、年間3.25月としようとするものです。

今回、昨年8月の勧告を受け、去る2月1日、改定の閣議決定がされましたので、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行い、国と同じ支給月数にしようとするものです。

なお、昨年12月期の引き下げ分について、令和4年6月期で調整を行うものです。

議案第24号

八頭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職につきましても、先ほど提案いたしました議案第23号と同様の内容でございます。

議案第25号

八頭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

昨年8月10日に人事院が行いました「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされました。

当該措置のうち会計年度任用職員の育児休業、育児部分休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等につきまして、この度、国に準じ、所要の改正を行うものです。

議案第26号

八頭町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

全国的な消防団員数減少のため、消防庁において「消防団員の処遇等に関する検討会」が発足し、消防団員の報酬、出動手当等が見直しされ、地方自治法に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められたことにより、この度、関係条例の一部改正を行うものであります。

議案第27号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

今回の改正は、令和3年6月11日に公布された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく国民健康保険税に関連する変更部分の改正を行うものです。具体的には未就学児童の被保険者均等割額を減額する改正です。

また、八頭町合併時には旧町ごとに税率を変える不均一課税としていたことから、税率、軽減率等を別表として表記しておりましたが、平成21年度を最後に、平成22年度からは税率等は統一されておりますので、併せまして、この別表による表記をもとの条文内の表記に変更するものです。

議案第28号

八頭町放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

今回の改正は、船岡児童クラブ入会者の増加に対応するため、現行の施設に加えて、（八頭町立船岡図書館2階に）新たな施設を追加するため、所要の改正を行うものです。

議案第29号

八頭町個人情報保護条例の一部改正について

今回の改正は、令和3年5月に制定されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」のうち、デジタル社会形成整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日に施行される部分について、所要の改正を行うものです。

議案第30号

八頭町改善センター等設置条例の一部改正について

本条例の一部改正は、各改善センター等の施設使用料を現行消費税率分に対応した使用料とし、新たに加工業務の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

議案第31号

八頭町体験農園等施設条例の一部改正について

この体験農園等施設条例につきましても、各体験農園等の施設使用料を現行消費税率分に対応した使用料とするため、所要の改正を行うものです。

議案第32号

八頭町新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部改正について

本条例の一部改正は、条例の失効期間を延長するもので、鳥取県と協調して行う利子補給制度、「新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金」の補助期間を2年延長するため、所要の改正を行うものです。

議案第33号

八頭町営住宅条例の一部改正について

今回の改正は、鳥取県から移譲されました県営住宅単団地の一部を、町営住宅に移管することにより、管理住戸の追加をするため、所要の改正を行うものです。

議案第34号

八東ふるりの森の指定管理者の指定について

八東ふるりの森の指定管理につきましても、昨年末の指定管理者候補者の申請取り下げに伴い、改めて公募を行い、1月17日から31日まで募集要項を公開し、行政無線放送、町ホームページでの周知を行いました。

また、応募書類の受付を2月7日までとし、結果としまして、3団体から応募がありました。

指定管理者の選定につきましては、2月10日に選定委員会を開催し、プレゼンテーションを行っていただき、選定基準に基づき、次の団体が適格であると判断し、選定をいたしました。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、鳥取市古海305番地8有限会社高田技研 代表取締役 高田豊実(たかた とよみ)氏で、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

指定管理料は、令和4年度から年間475万2千円、3年間で1千425万6千円であります。

議案第35号から議案第44号は補正予算の関係であります。

議案第35号

令和3年度八頭町一般会計補正予算（第13号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,682万1千円を増額しようとするものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

地方交付税として、臨時財政対策債償還基金費の追加交付、1億7,150万円余、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、1,790万円余を追加し、事業費の精査により社会資本整備総合交付金、6,770万円余、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、2,340万円余を減額しております。県支出金は、地籍調査事業費県補助金、6,910万円余、寄付金では、ふるさと納税の増加により一般寄付金、1億360万円余を追加し、繰入金は、減債基金繰入金、5,000万円の減額です。

町債は、社会教育施設整備事業債、4,450万円、可燃物処理施設整備事業債、2,490万円を減額しました。

次に歳出であります。

総務費は、ふるさと納税の増額に伴うふるさと活性化基金費、1億500万円余を追加し、情報政策事業費、2,780万円余、町議会議員選挙費、1,040万円余を減額しております。

民生費は、老人福祉費、3,090万円余、特別医療対策費、2,040万円余、衛生費では、ごみ処理費の一部事務組合負担金、3,710万円余を減額しました。

農林水産業費は、事業の前倒しにより地籍調査事業費、1億350万円余を追加し、事業費の精査により農業振興費、3,680万円余、土木費では、道路新設改良費、8,660万円余の減額です。

教育費につきましては、中学校管理運営費、260万円余を追加し、社会教育総務費、4,980万円余を減額しております。

次に継続費の関係です。予算書は5ページになりますが、郡家西小学校の大規模改修分であります。

また、予算書6ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますが、総務管理費など30事業につきまして、年度内に完成することができませんので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

続いて次の7ページ、第4表は、指定管理等に伴う債務負担行為の変更であります。次の8ページの第5表は、地方債の変更一覧です。後で、ご確認をお願いいたします。

議案第36号

令和3年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,838万2千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税、1,750万円、県支出金、2,153万円余、繰入金、735万円余の増額です。

歳出では、保険給付費、2,205万円を増額し、保健事業費、686万円余を減額しております。

議案第37号

令和3年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、868万円を追加しようとするものです。

歳入では、使用料及び新規の加入手数料、1,136万円余を追加し、事業費確定による町債、270万円を減額しております。

歳出は、基金積立金等、1,127万円余を追加し、一般管理費の維持補修工事等、296万円余、簡易水道整備事業費で、129万円余を減額しました。

議案第38号

令和3年度八頭町住宅資金特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9千円を追加しようとするものです。

歳入は、住宅資金健全化基金利子、2万円、歳出では、住宅資金健全化基金積立金、289万円余の追加です。

議案第39号

令和3年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,778万9千円を減額しようとするものです。

歳入では、使用料及び手数料、460万円、社会資本総合整備事業費国庫

補助金、380万円余、諸収入の消費税還付金等、710万円余を追加し、一般会計繰入金、2,900万円、町債、2,340万円を減額しております。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税等、828万円余、施設管理費で保守点検業務委託料等、206万円余、下水道事業費で郡家地区雨水排水対策事業委託料等、2,819万円余の減額です。

議案第40号

令和3年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、938万3千円を減額しようとするものです。

歳入では、農業集落排水事業分担金、231万円余、諸収入の消費税還付金、319万円余を追加し、一般会計繰入金、1,000万円、町債、490万円を減額しました。

歳出は、総務費の一般管理費で消費税等、996万円余、施設管理費で維持補修工事費等、229万円余の減額です。

議案第41号

令和3年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,846万6千円を減額しようとするものです。

歳入では、介護保険料、486万円を追加し、介護保険災害等臨時特例補助金として、8万円余を計上しております。また、介護給付費等の減額に伴う国・県支出金等、5,096万円、一般会計からの繰入金、1,251万円余を減額しております。

歳出は、認定調査費等、149万円余、保険給付費、6,800万円、地域支援事業費、851万円を減額し、介護給付費準備基金積立金、6,097万円余を増額しました。

議案第42号

令和3年度八頭町宅地造成特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、19万3千円を追加しようとするものです。

歳入では、宅地造成基金利子、6千円、繰越金、18万7千円、歳出では、積立金、7千円を増額しております。

議案第43号

令和3年度八頭町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、25万5千円を減額しようとするものです。

歳入では、繰越金、63万円余を増額し、繰入金、60万円、諸収入、29万円余の減額です。

歳出は、一般管理費の工事請負費等、42万円余を減額しました。

議案第44号

令和3年度八頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は既定の歳出歳入予算の総額から、歳入歳出それぞれ、401万9千円を減額しようとするものです

歳入は、後期高齢者医療保険料、200万円、一般会計繰入金、277万円余、歳出では、広域連合負担金、477万円余の減額です。

議案第45号から議案第59号は、令和4年度当初予算の関係であります。

議案第45号

令和4年度八頭町一般会計予算

令和4年度八頭町一般会計予算は、109億6,100万円を計上いたしました。前年度と比較し、率で5.2%の減となりました。

まず、地方債の関係です。

6ページ、第2表になりますが、限度額合計は、11億1,880万円、起債の方法等は、記載のとおりです。

歳入についてご説明いたします。

（予算書では、9ページからになります。）

主なものを申し上げます。

町税は、12億9,500万円余で、町民税、5億6,700万円余を計上し、固定資産税は、5億6,600万円余としました。

森林環境贈与税は、3,400万円余を計上しております。

地方消費税交付金は、3億4,200万円余、地方交付税は、49億7,200万円余で、普通交付税、46億1,200万円、特別交付税、3億6,

000万円余を見込みました。

分担金及び負担金は、3,000万円余で、主なものは、児童福祉費負担金（保育料）でありますし、使用料及び手数料は、6,600万円余で、町営住宅使用料、ごみ処理手数料などであります。

国庫支出金は、10億9,300万円余で、自立支援事業費、生活保護費の各負担金、社会資本整備総合交付金国庫補助金です。

県支出金は、9億3,200万円余で、地域子ども・子育て県支援交付金、多面的機能支払交付金推進事業、農村地域防災減災事業等の県補助金を計上しました。

繰入金は、6億7,800万円余で、財政調整基金、4億円、減債基金、1億円です。

諸収入は、1億6,300万円余、町債は、臨時財政対策債など、11億1,800万円余を見込んでおります。

次に歳出をご説明いたします。

（予算書では、33ページからになります。）

議会費は、9,500万円余であります。

総務費は、14億1,100万円余で、前年度と比較しまして、1,800万円余の増額となりました。

主因は、参議院選挙費、空き家対策事業、電算システム一般管理費、若桜鉄道対策費等の増額によるものです。

民生費は、32億8,300万円余で、前年度と比較しまして、700万円余の減額となりました。

医療会計の繰出金は、国民健康保険特別会計、1億7,700万円余、介護保険特別会計、3億8,900万円余です。

また、自立支援制度事業費、4億6,400万円余、後期高齢者医療総務費、2億1,700万円余、児童手当給付事業、2億900万円余、保育所運営費、3億円余、生活保護扶助費は、1億4,700万円余を見込んでおります。

衛生費は、7億4,200万円余で、3億9,100万円の大幅な減となりました。主因は、東部広域行政管理組合の可燃物処理施設の負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減額によるものです。

予防接種事業は、前年度の実績見込みをもとに、6,500万円余、新型コロナウイルスワクチン接種事業、5,000万円余、また、ごみ処理費、3億700万円余、各種検診等の長寿健康増進事業費、4,800万円余を計上しています。

農林水産業費は、13億1,700万円余であります。前年度と比較しまして、1,700万円余の増額となりました。

農業関係では、農業農村整備事業、9,400万円余、多面的機能支払交付金事業、9,300万円余、地籍調査事業費、7,600万円余を見込んでおります。

また、農業集落排水特別会計への繰出金、4億5,300万円、林業関係では、野生鳥獣被害防止事業費、7,100万円余、森林環境譲与税を活用した、森林環境整備事業は、2,300万円余を計上しました。

商工費は、1億1,000万円余で、商工振興費、4,700万円余、観光費、5,400万円余の計上です。

土木費は、8億8,700万円余です

道路橋梁維持費では、道路橋梁維持費、橋梁メンテナンス事業、除雪機械の購入事業等で、2億9,200万円余、道路新設改良費は、1億6,000万円余の計上です。主なものは、急傾斜地崩壊対策負担金事業、継続事業であります町道新道線、大隼線の改良事業などを計画しております。

また、公共下水道特別会計への繰出金は、2億7,100万円を計上しました。

消防費は、3億4,400万円余で、消防団運営費、2,900万円余、東部広域負担金、2億6,100万円余などです。

教育費は、14億9,700万円余で、6,100万円余の減額となりました。

小学校費は、7億4,100万円余で、令和3年度からの継続事業であります郡家西小学校改修工事と郡家東小学校改修工事設計委託費、各小学校の管理運営費、令和4年度より始まりますコミュニティスクール推進事業等の計上です。

中学校費は、8,500万円余で、管理運営費、教育振興費等であります。

また、社会教育費は、2億4,200万円余で、2億2,700万円の大幅な減額となっております。主因は、旧安部小学校の文化芸術施設改修が終了することによるものです。

保健体育費は、2億6,100万円余で、体育施設費では、通常施設管理をはじめ、郡家体育館の屋根改修工事、学校給食の運営費等を計上しております。

最後に公債費です。12億1,900万円余を計上し、内訳は、元金、11億6,900万円余、利子、5,000万円余であります。

議案第46号

令和4年度八頭町国民健康保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、17億7400万円といたしております。

歳入では、国民健康保険税を後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2億7,300万円余を計上し、歳入に占める割合は、15.4%となっております。他に主なものでは、県支出金、12億9,400万円余、繰入金は、保険税軽減事業繰入金等と一般会計繰入金、基金繰入金を合わせまして、1億9,700万円余としております。

歳出では、保険給付費を前年より、1,400万円余多い、12億7,500万円余を見込みました。

歳出に占める割合は、71.9%であります。他には、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金、3億9,600万円余、保健事業費では、特定健診の費用等、4,600万円余を計上しております。

議案第47号

令和4年度八頭町簡易水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、3億1,600万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料を、2億950万円を見込み、繰入金は、3,300万円余、町債は、水道施設事業債、公営企業会計適用事業債を合わせて、6,770万円の計上です。

歳出は、総務費で、簡易水道施設の維持管理費、消費税等、1億3,310万円余、事業費では、簡易水道整備事業費に5,470万円余を計上しました。

公債費は、借入金の元利償還金、1億2,570万円余であります。

議案第48号

令和4年度八頭町住宅資金特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、290万円といたしております。

歳入では、県支出金の住宅新築資金等貸付事業費県補助金、30万円余、諸収入は、住宅資金貸付金の償還元利収入を250万円余としました。

歳出は、住宅資金貸付事業費、60万円余の計上です。

なお、令和3年度をもちまして現年度賦課と公債費の償還は終了しましたので、本年度から貸付金の滞納分を回収することとなります。

議案第49号

令和4年度八頭町公共下水道特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、9億2,600万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億2,110万円余、社会資本総合整備事業国庫補助金、2億4,940万円余の計上です。

繰入金は、2億7,100万円、町債は、下水道施設整備事業債、公営企業会計適用事業債を合わせて、2億6,140万円であります。

歳出では、総務費で維持管理費、消費税等、1億4,890万円余、下水道事業費は、郡家地区雨水排水対策事業、4億9,760万円余、ストックマネジメント事業で1,100万円余の計上です。

公債費は、町債元利償還金として、2億6,490万円余であります。

議案第50号

令和4年度八頭町農業集落排水特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、6億1,100万円といたしております。

歳入では、使用料及び手数料、1億3,880万円余、繰入金、4億5,300万円、町債は、下水道事業債、公営企業会計適用事業債を合わせて、870万円の計上です。

歳出は、総務費で、維持管理費、消費税等、2億4,970万円余、公債費は、町債元利償還金として、3億5,720万円余を計上しております。

議案第51号

令和4年度八頭町介護保険特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、24億7,600万円といたしております。

歳入では、第1号被保険者の介護保険料、4億6,000万円余、介護給付費等国庫支出金、6億800万円余、第2号被保険者納付分の支払基金交付金、6億3,200万円余、介護給付費等県支出金、3億4,000万円余、一般会計からの繰入金は、3億8,900万円余です。

歳出は、総務費で、総務管理事務費等、6,500万円余、保険給付費は、施設サービス利用者、在宅サービス利用者等の介護保険サービス等諸費、22億6,400万円余、介護予防事業等の地域支援事業費、9,800万円余の計上であります。

議案第52号

令和4年度八頭町宅地造成特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、520万円といたしております。
歳入は、宅地造成基金からの繰入金、500万円余、歳出では、公債費、
町債の元利償還金、500万円余を計上しました。

議案第53号

令和4年度八頭町墓地事業特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、60万円といたしております。
歳入は、繰越金59万円余で、歳出では、一般管理費、5万円余の計上
です。

議案第54号

令和4年度八頭町後期高齢者医療特別会計予算

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ、2億3,450万円といたし
ております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、1億6,633万円余、一般会計か
らの繰入金は、保険基盤安定及び事務費の繰入金を合わせ、6,605万円
余を見込みました。

歳出では、総務費、507万円余、広域連合負担金は、保険料と保険基
盤安定負担金を合わせ、2億2,882万円余を計上いたしております。

議案第55号

令和4年度八頭町上私都財産区特別会計予算

議案第56号

令和4年度八頭町市場、覚王寺財産区特別会計予算

議案第57号

令和4年度八頭町上津黒、下津黒財産区特別会計予算

議案第58号

令和4年度八頭町篠波財産区特別会計予算

議案第59号

令和4年度八頭町大江財産区特別会計予算

の5議案の予算につきましては、それぞれの管理会から提出されましたも
のを精査し、ここに提案いたしております。